

刑法等の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 侮辱の罪の法定刑を「拘留又は科料」から「一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」に引き上げる改正後の規定について、「三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」と改めること。

二 その他所要の規定を整理すること。